8　令別表第一の備考八の主務省令で定める範囲は別表の八の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考八の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

9　令別表第一の備考九の主務省令で定める範囲は別表の九の項の上欄に掲げる国外適合性評価事業の区分について同項の中欄に定める範囲とし、令別表第一の備考九の主務省令で定める額は同欄に定める範囲の区分に応じ、それぞれ同項の下欄に定める額とする。

（他の国外適合性評価事業に係る認定を受けていることを証する書類）

第十九条　令別表第一の備考十五及び別表第二の備考二の主務省令で定める書類は、申請者が現に令第二条各号のいずれかに係る国外適合性評価事業に係る認定を受けており、かつ、申請した日前当該申請した国外適合性評価事業に係る法第六条第一項の政令で定める期間（以下「特定期間」という。）以内に行われた当該認定を受けている国外適合性評価事業に係る認定等に当たり審査の事務の合理化（法第三条第一項の認定若しくはその更新又は次条各号の認定若しくは登録若しくはその更新を受けていることを確認することにより、法第五条第一項に規定する主務省令で定める認定の基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類とする。ただし、申請した国外適合性評価事業に係る主務大臣が認定を受けている国外適合性評価事業に係る主務大臣と同じである場合は、当該認定を受けていることを証する書類とする。

（法第五条第一項の認定と基準が類似する認定又は登録）

第二十条　令別表第一の備考十六及び別表第二の備考三の主務省令で定める認定又は登録は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百四十六条第一項の登録

［四～八　略］

（他の法令による認定又は登録を受けていることを証する書類）

第二十一条　令別表第一の備考十六及び別表第二の備考三の主務省令で定める書類は、次に掲げるもののいずれかとする。

［一～八　略］

別表（第十八条関係）

国外適合性評価事業の区分	限定する業務の範囲	手数料の額
一　令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定	イ　附属書３の業務	申請一件につき　百三十五万五千四百円
	ロ　附属書４の業務	七十一万八千五百円
二　令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定の更新	イ　附属書３の業務	申請一件につき　百三十三万九千八百円
	ロ　附属書４の業務	七十万二千九百円

［新設］

（他の国外適合性評価事業に係る認定を受けていることを証する書類）

第十九条　令別表第一の備考十一及び別表第二の備考二の主務省令で定める書類は、申請者が現に令第二条各号のいずれかに係る国外適合性評価事業に係る認定を受けており、かつ、申請した日前当該申請した国外適合性評価事業に係る法第六条第一項の政令で定める期間（以下「特定期間」という。）以内に行われた当該認定を受けている国外適合性評価事業に係る認定等に当たり審査の事務の合理化（法第三条第一項の認定若しくはその更新又は次条各号の認定若しくは登録若しくはその更新を受けていることを確認することにより、法第五条第一項に規定する主務省令で定める認定の基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類とする。ただし、申請した国外適合性評価事業に係る主務大臣が認定を受けている国外適合性評価事業に係る主務大臣と同じである場合は、当該認定を受けていることを証する書類とする。

（法第五条第一項の認定と基準が類似する認定又は登録）

第二十条　令別表第一の備考十二及び別表第二の備考三の主務省令で定める認定又は登録は、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

三　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十一第一項の登録

［四～八　同上］

（他の法令による認定又は登録を受けていることを証する書類）

第二十一条　令別表第一の備考十二及び別表第二の備考三の主務省令で定める書類は、次に掲げるもののいずれかとする。

［一～八　同上］

別表（第十八条関係）

国外適合性評価事業の区分	限定する業務の範囲	手数料の額	電子申請による場合における手数料の額
一　令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定	イ　附属書３の業務	申請一件につき　百三十万四千九百円	申請一件につき　百三十万四千円
	ロ　附属書４の業務	六十九万千四百円	六十九万五百円
二　令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定の更新	イ　附属書３の業務	申請一件につき　百二十九万二百円	申請一件につき　百二十八万九千三百円
	ロ　附属書４の業務	六十七万六千六百円	六十七万五千八百円